

○愛西市子ども子育て会議設置要綱

平成25年7月12日

訓令第40号

改正 平成29年3月31日訓令第14号

令和元年6月3日訓令第18号

(設置)

第1条 愛西市子ども子育て支援事業計画及び愛西市子育て応援プラン(以下「事業計画」という。)の策定及び事業計画の推進を図るため、愛西市子ども子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(役割)

第2条 子育て会議は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 事業計画の策定に向けて提言を行うこと。
- (2) 事業計画の進行を確認し評価すること。
- (3) その他事業計画の進行に関し必要な事項を調査検討すること。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者の中から市長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 保育関係者
- (4) 子育て支援関係者
- (5) 子育て当事者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、依頼のあった日から2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は会長が委員の中から指名する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議には、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見や説明を求めることができる。

(プロジェクトチーム)

第7条 市長は、子育て支援に関する施策の円滑な推進を図るため、施策を横断的に検討する必要があると認める場合には、プロジェクトチームを設置することができる。

- 2 プロジェクトチームは、市長が指名する者で組織する。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、健康福祉部児童福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この訓令は、平成25年7月16日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日訓令第14号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月3日訓令第18号)

この訓令は、令和元年6月3日から施行する。